

事務連絡
令和4年6月8日

各加盟団体長 様
各支部長 様

鳥取市体育協会事務局長

体育施設でのスポーツ活動及びイベント等を行う際の
新型コロナウイルス感染症防止ガイドラインの一部改訂について（通知）

このことについて、鳥取市教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課より下記のとおり通知がありました。

つきましては、貴所属の各団体に周知していただくとともに、引き続き、感染拡大防止へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

●送付文書

体育施設でのスポーツ活動及びイベント等を行う際の
新型コロナウイルス感染症防止ガイドラインの一部改訂について（通知）

〒680-8571
鳥取市幸町 71 番地
鳥取市体育協会事務局（担当：井上）
TEL：0857-20-3363
FAX：0857-20-3954
E-mail：taiiku2@city.tottori.lg.jp

令和4年6月1日

スポーツ少年団代表者
地区体育会長（地区公民館長）
小・中・義務教育学校長
鳥取市体育協会長
教育委員会分室長
指定管理者

様

鳥取市教育委員会事務局
生涯学習・スポーツ課長

体育施設でのスポーツ活動及びイベント等を行う際の新型コロナウイルス感染症
防止ガイドラインの一部改訂について（通知）

「体育施設でのスポーツ活動及びイベントにおける新型コロナウイルス感染症防止ガイドラインの
一部改訂をおこないました。

このことにつきましては、ご確認をいただきますとともに、引き続き新型コロナウイルス感染症の
拡大防止にご協力くださいますようお願いいたします。

鳥取市教育委員会事務局

生涯学習・スポーツ課

スポーツ振興係 小谷、新、山崎、谷田

電話：0857-30-8427

電子メール:kyo-gakuspo@city.tottori.lg.jp



【別紙】

令和2年5月15日

令和2年9月18日 改訂

令和3年4月12日 改訂

令和3年12月1日 改訂

令和4年4月11日 改訂

令和4年6月1日 改訂

鳥取市教育委員会事務局

生涯学習・スポーツ課長

体育施設でのスポーツ活動及びイベント等を行う際の新型コロナウイルス感染症防止ガイドライン(改訂)

スポーツ活動及びイベント等(以下、「スポーツ活動等」という。)で体育施設等を利用するにあたって、当面の間、感染拡大を防止するため、以下の点を考慮し活動していただきますよう、よろしくお願ひします。

※なお、当ガイドラインは新型コロナウイルス感染症の発生状況によって、改訂する場合がありますのでご注意ください。

1.利用者一人ひとりが心掛けること

チームメートはもとより、他の利用者が安心安全にスポーツ活動等ができるよう、以下の点に注意し活動を行ってください。

- ①三つの密である「密集」「密接」「密閉」を回避するように配慮すること
- ②事前に検温するなど体調確認を行い、体調が悪い場合は参加を見合わせる
- ③大声での発声、歌唱、声援、近距離での会話、ハイタッチ等を控えること
- ④手指等の消毒液等は各自持参し、こまめな衛生管理を行うこと
- ⑤施設利用後には、体育施設の共用物品や備品、ドアノブ等手を触れる箇所の消毒等を行うこと
- ⑥自分の行動歴を把握すること

※後日、感染者の利用が確認された場合や施設管理者及び大会主催者が必要と判断する場合には、利用者に対し当時の行動など聞き取る場合があるため

- ⑦スポーツ活動の時以外ではマスクを着用すること(夏季は熱中症を考慮すること)
ただし、人と十分な距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合はマスクの着用は必要ない。
- ⑧新型コロナウイルスの感染が確認された者は、保健所から要請される期間、スポーツ活動を自粛すること
- ⑨接触確認アプリ(COCoA)の登録を行うこと
- ⑩新型コロナウイルス感染者に対する誹謗中傷や差別は絶対にしないこと

2.監督、指導者等が心掛けること

チームの責任者として、メンバーが安心安全に活動する環境を確保するため、以下の点に注意し、スポーツ活動等を行ってください。

- ①三つの密である「密集」「密接」「密閉」を回避するように配慮すること
- ②メンバーの体調確認を行ったのち活動を行うこと
- ③大声での発声、歌唱、声援、指導等を控えること
- ④施設利用後には、体育施設の共用物品や備品、ドアノブ等手を触れる箇所の消毒等を行うこと
- ⑤屋内競技においてはこまめな換気を行うこと（30分に1回5分程度）
- ⑥施設利用にあたって利用者名簿の提出は必須としないが、監督、指導者等が当日の参加者を把握していること
 ※後日、感染者の利用が確認された場合や施設管理者が必要と判断する場合には、利用者に対し当時の利用者名簿の提出を求める場合があるため
- ⑦新型コロナウイルスの感染が確認されたメンバーおよび関係者は、保健所から要請される期間、スポーツ活動を自粛すること
- ⑧メンバー、及び関係者の中に新型コロナウイルス感染者が確認されたときには、チームの活動を新型コロナウイルス陽性判明日の翌日から起算し3日間自粛し、感染拡大防止に努めること
- ⑨メンバー及び関係者が新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者となった場合、その者に限ってチームの活動について7日間程度自粛をさせること
- ⑩スポーツ活動の時以外ではマスクを着用すること（夏季は熱中症を考慮すること）
 ただし、人と十分な距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合はマスクの着用は必要ない。
- ⑪接触確認アプリ（COCOA）の登録を呼びかけること
- ⑫新型コロナウイルス感染者に対する誹謗中傷や差別が起きないように注意喚起を行うこと
- ⑬「まん延防止等重点措置」「緊急事態宣言」対象地域への遠征（合同練習、合宿、練習試合）及び県内への受入れ（合同練習、合宿、練習試合）は自粛すること。

3.大会及びイベント主催者(練習試合含む)等が心掛けること

主催者として大会、及びイベントの参加者の安心安全な活動を保証する必要があります。会場に感染者がいた場合、クラスター（集団患者）の連鎖が発生し、爆発的な感染拡大のリスクを高めることに繋がります。つきましては以下の点に注意し、大会及びイベント運営をおこなってください。

- ①三つの密である「密集」「密接」「密閉」を回避するように配慮すること
- ②大会及びイベントの主催者は、鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部が公表した『イベント・会議等に関する基本的な考え方』に沿った運営とすること
- ③ ②で示した人数を超過する場合は、入場制限や利用者の入れ替えを実施する等、密集を避けること
- ④主催者は、大会に参加する競技者等の利用者名簿（選手や役員、関係者、観客の「氏名」「電話番号」「住所」）を作成し、競技者の当日の体調や検温結果を確認するなどして、主催者として集団感染を発生させない対策をとること
- ⑤後日、大会及びイベント参加者の中に、感染者や濃厚接触者が確認された場合には、早急に参加した競技団体や参加者に連絡すること
- ⑥大声での発声、歌唱、声援、指導等を控えるよう注意喚起すること
- ⑦会場内に手指等の消毒液を設置すること
- ⑧施設利用後には、体育施設の共用物品や備品、ドアノブ等手を触れる箇所の消毒を行うこと
- ⑨社会情勢により、大会及びイベントの中止を要請する場合があること

- ⑩スポーツ活動の時以外ではマスクを着用すること（夏季は熱中症を考慮すること）
ただし、人と十分な距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合はマスクの着用は必要ない。
- ⑪公益財団法人日本スポーツ協会や公益財団法人日本パラスポーツ協会、競技種目団体が示したガイドラインに基づき大会及びイベントを実施すること
- ⑫接触確認アプリ（COCOA）の登録を呼びかけること
- ⑬新型コロナウイルス感染者に対する誹謗中傷や差別が起きないように注意喚起を行うこと
- ⑭全国的な集客を伴うイベント又は1,000人を超える大規模なイベント等を開催する場合は、開催2週間前までに鳥取県（生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課）に相談・届出をすること。
※鳥取県版新型コロナ警報「特別警報」発令時は参加者が100人を超える場合、鳥取県（生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課）に相談・届出をすること。
- ⑮「まん延防止等重点措置」「緊急事態宣言」対象地域への遠征（合同練習、合宿、練習試合）及び県内への受入れ（合同練習、合宿、練習試合）は自粛すること。
- ⑯学校施設を活用してイベント及び大会を行うときは、学校施設開放事業を所管する生涯学習・スポーツ課に事前にイベント実施の可否について同意を得ること（県教育委員会や市教育委員会が学校に対し、新型コロナウイルス感染症感染防止に係る通達や方針を示しているため）